

介護福祉士資格取得方法の見直し

◎国家試験受験には『実務者研修修了』が義務付け

介護現場において中核的な役割を果たしている介護福祉士の制度は、昭和63年に創設されました。その後、多様化する介護ニーズなどに対応するため資質向上を図る必要性があるとの観点から、一定の教育課程を経た後に「国家試験」を受験する形に資格取得方法に変更されました。

これにより、実務経験者（専門学校等のルート以外の者）が国家試験を受験するには、介護に係る「実務経験3年以上」に加え、6ヶ月以上の「実務者研修」の受講（修了）が義務付けられました。

◎適用時期

国家試験受験時に「実務者研修修了」が義務付けられるのは、平成28年度（試験時期：平成29年1月）の国家試験より適用されます。

◎介護福祉士国家試験について

介護福祉士国家試験については

↓
公益財団法人 社会福祉振興・試験センターへ

〒150-0002 東京都渋谷区渋谷1-5-6

（試験案内専用電話）03（3486）7559（音声及びFAX案内）

（試験室電話）03（3486）7521（平日9:30～17:00）

（URL）<http://www.sssc.or.jp/>